

柔軟仕上げ剤等の家庭用品に含まれる香料による健康被害の
実態解明を求める意見書

近年、家庭で使用する柔軟仕上げ剤や消臭剤等に含まれる香料によって、頭痛や吐き気などの健康被害を訴える人が増加している。

また、特定非営利活動法人日本消費者連盟が、2017年に2日間にわたり開設した相談窓口「香害110番」には、柔軟仕上げ剤等の香りについて、213件もの相談が寄せられた。

こうした中、業界団体である日本石鹼洗剤工業会は、2018年7月、「衣料用柔軟仕上げ剤の品質表示自主基準」を改定し、香りに関する注意喚起として、柔軟仕上げ剤の容器等に周囲への配慮と適正使用量を守る旨を表示することとした。しかしながら、この問題の根幹は、消費者に対し香料が与える健康被害の実態解明が進んでいないこと、また、自ら使用する柔軟仕上げ剤の香料が他人に頭痛や吐き気などの苦痛を与えている場合もあることについての理解が社会全体として進んでいないことにある。

よって、政府においては、消費者の健康で安心な暮らしに資するよう、香料の成分の安全性や香料による健康被害の実態を徹底して検証した上で、実効性のある施策を実施するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成31年（2019年）3月6日

札幌市議会

（提出先）厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）

（提出者）自由民主党、民主市民連合、公明党及び日本共産党所属議員全員

並びに無所属坂本きょう子議員、市民ネットワーク北海道石川佐和子議員及び札幌党中山真一議員